

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐伯市長 富高 国子

市町村名 (市町村コード)	佐伯市 (442054)	
地域名 (地域内農業集落名)	下堅田1地区 (波越)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月6日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農産物の価格低下、農業者の高齢化及び後継者不足等から耕作放棄地が増加している。地区の手前側は、大雨時に浸水するため園芸作物の栽培は難しいが、地区の奥の方はまとまった農地があり、園芸として使うことができる。
- ・水をポンプアップしているため、水利費が高く耕作する人がいない。麦なら耕作する人もいるが、夏場が荒れてしまうので、夏場の管理ができる人が良い。
- ・集落営農法人を立ち上げる話も出ているが進展していない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、ニラを主要作物としつつ、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
- ・地域の農業者が耕作していく農地、新規に企業誘致(園芸品目)する農地に区分する。地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業者、担い手(法人、企業誘致等)への農地の集積・集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用を基本として集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金事業を活用し、計画的な水路や農道などの施設の長寿命化のための補修や更新に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
保全組織、自治会、法人等と協力し地域の農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現段階では活用を考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①鳥獣被害防止対策として防止柵の設置や捕獲を検討する。 ③ドローンによる農薬散布を実施する。 ⑤農地の高収益化を目標に、果樹栽培の取組みを行う。 ⑦⑧保全組織を中心に農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。				